

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1998.4.10発行〈通巻第271号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

郵便振替口座 00960-7-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 労働基準法改悪阻止へ運動を強化しよう！……………2
- 腰痛の公務外決定をくつがえす裁決と判決相次ぐ……………4
- 自治労兵庫県本部の第2次指曲がり症一斉認定請求で9名公務上……………17
- 国内でも被害、代替フロンによる肝臓障害……………19
- 介護労働者の就労条件はいかに—行政監察結果からみた介護労働—……………20
- 前線から(ニュース)……………17

あきれ果てた労災隠し会社東海技研・ユニオンひごろ／鉄筋串刺し事故で三井建設が責任認め和解／指曲がり症裁判で基金の「著しい過重性」論を批判・自治労豊中市職／清掃作業員の腰痛、労働保険審査会で実態主張・全国一般埠委託清掃労組／労働基準法問題で学習会・北葛ユニオン／労働省との初めての本格的交渉・全国安全センター

3月の新聞記事から／27
表紙写真／全港湾大阪支部加藤運輸分会

'98 4

労働基準法改正案 いよいよ国会で審議

改悪阻止へ 運動を強化しよう！

行革委の陳腐な議論の法案化

4月21日、労働基準法改正案が衆議院本会議で趣旨説明され、いよいよ連休明けには労働委員会で本格的な審議が始まることが成了。政府の行政改革委員会の規制緩和小委員会で出された方針に基づき、本来の審議機関である中央労働基準審議会で対立したままの議論をほとんど無視して、労働省が法案化した内容が、国会での審議に付される。

昨年12月12日に公表された行政改革委員会の「最終意見」では、1年単位の変形労働時間制の緩和、裁量労働制のホワイトカラーへの大幅拡大、労働契約期間の拡大などについて、「速やかに法令上の措置を実施」するものとして上げられており、法案は「雇用、労働」の規制緩和の柱になっている。

とんでもない裁量労働制の一般化

何といっても法案の中で認めがたいのは、労働時間管理自体が意味を失う結果となる裁

量労働制を、事務一般の職種で認めるという大改悪である。労使委員会を設置し、全員一致の決議が必要などという条件や、「企画、立案、調査、分析」などという枠を設定しても、いまの日本の労働法体系の下では、安上がりと過密労働を招く結果となるのは当たり前のことだ。「自由な働き方」などからは、皮肉にも正反対の結果につながるものといえる。今回の改正案の中で、まず何としても取っ払わなければならないのは、この一点である。

また、今回の改正案で一般的には労働者側からも改正と見られている「労働契約時の労働条件の明示」についても、よくよく考えれば問題が多い。労使対等決定の原則の具体化はおざなりにしたまま、「最初にちゃんと決めとかんから色々もめるんや」という法律論のみで進められた結論なのである。規制緩和論のなかに出てくる、「労使の自治にゆだねる」論は、その前提条件を置き去りにして、「安上がりと競争」を覆い隠すものとなってしまっている。なぜ就業規則に労働者代表の意志が反映されてはならないのか、なぜ就業規則を就職時に見ることができないのか、自治の基

礎である情報に労働者側からのアクセス権がほとんど認められないまま、「自治」という言葉が一人歩きしているといえよう。

労働者性判断は行政解釈一本に

その他、変形労働時間制、労働契約期間などの問題以外に、労働者性の問題が今回の改正案には盛り込まれていることにふれておく。

現行労働基準法では、第8条で適用事業を号別例挙して規定し、第9条で労働者を定義している。改正案では、この8条を削除し、号別例挙は省令とする。第9条では、「前条の事業又は事務所に使用される者」から「前条」を削除する。したがって、「但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。」との条文はなくなることになる。

つまり、同居の親族と家事使用人については、行政解釈に委ねられることになるのである。この問題について、現行の行政解釈からの変更は直ちにはないだろうが、今後の影響については、議論の余地があるといって良いだろう。

6000万人の働き方は労働者が決める

さて、21日の衆院本会議では、民主党の鍵田節哉氏が代表質問で論点を示している。

鍵田氏は「規制緩和の美名のもとで労働者の権利が侵害されかねない課題」として、(1)時間外労働の上限が明記されていない、(2)休日・深夜労働のルールが確立されていない、

(3)裁量労働のホワイトカラー全般への拡大はサービス残業の追認となる、などの点を指摘し、特に裁量労働制導入について「使用者側の一方的な意見を採用した暴挙」と批判した。これに対し伊吹労相は「時間外労働を罰則をもって抑制することは適当でない」「審議会労働委員より意見が出された部分は法案審議期間に検討したい」などと答弁した。

伊吹労働大臣は、与党間での政策協議にあっても、女子保護撤廃の激変緩和措置も同法案に盛り込まれていることを含み、廃案になつて皆が困つても知らんよという趣旨の捨てゼリふさえ吐いているとも言われ、これから審議経過には十分な注意が必要といえよう。

6000万人の雇用労働者にとっての働き方のルール変更が、行政改革委員会の少数者の陳腐な議論で決まってはたまつたものではなく、日本の労働者が本当にどういう働き方を選ぶのかを今議論しなければならないといわなければならないのである。(事務局)

腰痛の公務外決定をくつがえす

裁決と判決相次ぐ

認定基準と運用の問題点が浮き彫りに

給食、清掃職場で発生した腰痛が①認定基準上の「災害性」腰痛に該当しないこと、②被災者にみられた腰椎椎間板症や腰椎分離症といった症候を主原因とみなすことなどを理由に、地方公務員災害補償基金（以下、基金）支部が公務外と認定した事案が、基金支部審査会で公務外認定を取り消され（給食）、地裁・高裁段階でいずれも公務外認定処分取消判決が出された（清掃）。

慢性腰痛の公災認定について地公災基金の職場実態を無視した認定実態があることは一定周知の事実であるが、いわゆるギックリ腰、腰部捻挫のような急性腰痛についても「災害性」腰痛にあたらないとして公務外認定を行っているケースがあることがこれまでも問題になっている。同時に、椎間板ヘルニアや腰椎分離症という病名がついているだけではじめから公務外ときめてかかるケースも後を絶たない。

今回の事案はいずれもこうしたケースで、常識はずれの地公災基金の公務上外認定の実態が否定されたものであり、今後の基金の腰痛公災認定が見直されるべきであることを改めて示したといえる内容である。

（これをお読みの読者、会員の皆さんの中には、どうしてこんな事例が公務外となつた

りするんだと、むしろ取り組みの問題を指摘されるかもしれない。どんな場合にも当局側の「予想外のやりすぎ」に面食らうことはある。また、認定当局が批判がないのをよいことにひどいやり方を続けている場合がまだまだ多いのだということを我々としても認識する必要があるだろう。）

コッケイな「災害性」解釈

給食や清掃職場は、業務内容からいってもともと公務災害の多発職場である。腰痛に関しても重量物運搬、不良姿勢などが多く多発職場とされていることはいわば常識だ。だからこそ、歴史的にみても安全衛生対策の向上が一層必要とされてきているのである。

ところが、腰への負担作業の多い職種であるにもかかわらず、地公災基金は次のような認定基準とその解釈でもって作業中に発症した腰部捻挫でさえ「公務外」と認定するケースがあるのだ。

公務災害の腰痛の認定基準（昭和52年2月14日付地基補第67号理事長通知）の中では、「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」に分けて認定要件が記述されている。通常、「災害性」、「非災害

性」というのはこの分類を指している（しかし、職場で起こる腰痛を想定してみればすぐわかることがあるが、どこまでが災害性でどこからが非災害性であるのか、判断としない場合が多いことは言うまでもない）。

その中で、災害性腰痛は次の二つの条件が満たされる場合認定するとされている。

(1) 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。

(2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

(1) が「災害性」とは何かの定義と考えられる。腰痛を発症したときの状況が、「通常の動作と異なる動作」「突発的なできごと」かどうかがポイントというわけである。問題の事案では、「研いだ米のざるを持ったままの前屈み姿勢で後ろから声をかけてきた同僚に振り向いたとき」「収集車にゴミを投入しているとき」がこれにあたるかどうかが問題にされ、当該の地公災基金支部はいずれも該当しないとして、「公務外」としたのである。

具体的にはたとえば給食の事案では、地公災基金支部は「転倒等の特段のアクシデントもなく、腰部に急激な負担がかかる動作があつたとは認められない」と主張している。こうした解釈がいかに常識からはずれているのか、労働者保護という本来の補償制度の趣旨からはずれているのかは説明するまでもあるまい。

清掃の事案では、「ゴミの投入作業は通常

の作業である」というのであるからあきれ果てる。その高裁判決では、収集作業においては日常生活に比べて腰部負担動作の頻度や反復継続性が高く、労働者が「腰部捻挫の引き金になるような異常な動作、姿勢をとる蓋然性は高い」と認定した上で、「本件公務の最中に本件傷害が発生した以上、本件公務の遂行の際これに起因して異常な力が突然的に働いたこと(災害)によると認めるべきであり」と判示している。一般常識にもかなった判断である。判決は、基金の極端ともいえる災害主義的な相当因果関係の判断基準の修正を求めているといえよう。

しかし、これらの事案にみられるような基金のおかしな判断は実はそこそこで横行している。民間労働者に適用される労災保険においても同様なことが行われていると考えられる。今回の場合は、対象業務が腰部負担業務なので、話がより分かりやすかったが、そうではない職種の場合でも行きすぎた災害主義的な考え方によって労働者が泣かされがちなのである。

当安全センターが過去に取り組んだ例の中では、向かいの机の電話を急いで取ろうとして急に前屈みで立ち上がった女子事務員が急性腰痛症を起こした事案で、労基署の担当官は「電話をとるのは「通常の動作」として認定に難色を示し、最終的には労災認定されたものの労基署との交渉課題になったことがある。

こうした場合、認定当局は「単なる条件関係ではだめ」だと、むづかしそうなことを言ってくる場合があるが、これらは全部いわば「へ理屈」なので断固として反撃しておか

なければならない。

病名に引きずられた公務外判断

そして、提出された診断書などに椎間板ヘルニアや腰椎分離症といった病名がどこかにあると、まるで、はじめから公務外という疑いでことにのぞみ、ひどい場合には、あとは、そのための理屈づけといったケースも見られる。今回の両ケースもこれに近いだろう。しかし、腰椎椎間板症であろう腰椎分離症であろうと認定されるべきは認定されるのであり（いくらでも認定事例はある）、こうしたケースの一例として災害性の椎間板ヘルニア

は認めると認定基準にさえ例示されているのである。

以下にこれら「災害性」腰痛の公務外認定が覆された最近の二つの事例を紹介する。いずれも、「おかしいことはおかしいではないか」として取り組んだことの成果であり、関係者、労組の努力のたまものである。

地公災基金はこうした裁決例、判決を真摯に受け止め、災害主義に偏重した腰痛の公災認定のやり方を抜本的に是正するべきである。そして、これは労働省の管掌する労災保険においても共通の問題といえるだろう。

給食調理員の腰部捻挫・腰椎椎間板症

地公災基金大阪府支部審査会で公務上裁決

自治労東大阪市労働組合給食評議会の取り組み

①公務外認定から審査請求、公務上裁決 (労組担当者の経過報告より)

被災労働者の○さん（当時48才）は、給食センターの調理員であったが応援要員として受傷当時、N小学校の単独調理場で就労中であり、当日（1997年2月27日）、洗米作業中に腰部に激痛があり、近所のA病院で「腰椎椎間板症 1週間の休業」と診断され、10日程度で職場復帰した。

既往としては、1982年に「骨盤骨折／第4、5腰椎横突起骨折」など（約2ヶ月入院加療）、1993年に「腰部挫傷／外傷性根性腰痛症」（全治約14日）があった（いずれも公務災害として認定）。

地公災基金大阪府支部に公災認定申請をしたところ、8月8日付で公務外認定を受けた。

当初、教育委員会の担当者など当局関係者から通知を受け、審査請求をあきらめかけたが、労組としては今後の問題としても看過できないと判断、当安全センターにも相談の上、審査請求に取り組むことになった。

審査請求に当たり、まず被災状況を伝えるために現場写真を撮影、加えて、主治医に労組役員が面談し、既往との関係や病名の問題についての調査にあたった。その結果、「腰椎々間板症」とだけ提出診断書には記されていたものの、診療カルテには「腰部捻挫」と記載されていることがわかり、改めて診断書を発行してもらった。これらを添付資料として労組から反論書を提出し、審査会に対して口頭意見陳述を要求し、労組役員、本人が意見陳述をおこなった。ここでは、短期間で治

療が終了していることから、急性発症であることが明確であることを、この診断書を根拠に強調、同時に被災状況をリアルに審査会に伝えることに努力した。意見陳述では審査会より陳述人に対しては、とくに追加診断書と既往歴について説明を求められた。審査請求段階での主治医面談の経過を述べるとともに、既往はいずれも公災とされていることなどを力説した。

裁決書にも書かれているが、基金支部は原処分の段階で主治医に改めて症状照会を行い、これに対する回答の中で、診断名は「腰部捻挫」となっていた。地公災基金はこれを認識しながら、当初の「腰椎々間板症」という病名にこだわり、原因となった作業が「災害性」でないとこじつけたのである。

そして、1998年4月2日付で原処分取消の裁決書が送付されてきた。その内容は給食調理そのものを腰部負担作業として認識していないという問題を残しているが、いわば基金の「いきすぎた災害性解釈」と「事実誤認」をただすものとなっている。

② 裁 決 書

審査請求人 O

審査請求代理人 Y

処分庁 地方公務員災害補償基金大阪府支部長

主 文

上記審査請求人が平成9年8月8日付けをもって審査請求人に対して行った公務外認定処分は、これを取り消す。

事 実

第1 審査請求の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下、「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、処分庁が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき平成9年8月8日付で請求人に対して行った公務外認定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 審査請求に至るまでの経過

(1) 請求人は、平成9年2月27日、東大阪市立N小学校の給食調理場で、米飯を炊く準備のため、米を研ぐ作業をしていたところ、左後方から同僚職員に声をかけられたため、体をひねって立ち上がったとき、腰に激痛がはしった。A病院を受診したところ、「腰椎々間板症」と診断された。

(2) 請求人は、上記傷病が公務に起因したものであるとして、平成9年2月27日付で公務災害の認定請求を行ったところ、処分庁は、請求人の本件疾病は公務に起因するものでないとして、平成9年8月8日付で公務外の災害であると認定し、その旨を請求人に通知した。（請求人は当該処分のあったことを同年8月26日に了知している。）

請求人はこれを不服として平成9年10月13日付けをもって審査請求に及んだものである。

3 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書、反論書（平成9年11月10日付け）及び口頭意見陳述（平成9年11月28日実施）で要旨、次のとおり述べている。

(1) 今回の災害は、請求人が腰を曲げた前傾姿勢で米を研ぐ作業をしていたところ、急に左後方から同僚が声をかけてきたため、同僚の声に対応しようと、通常なら真っ直ぐ上に腰を起こすところを声が聞こえた左後方に体をひねって起きあがったために発生した突発的な災害である。

(2) 今回の災害は、通常と異なる不自然な体勢で体を起こしてあり、腰部に急激な負担がかかったのは明らかで、公務起因性を満たす。

(3) 治療にあたったA病院のA医師と面談したところ、診療カルテには傷病名が「腰部捻挫」と明記されていた。当初の診断書は単に傷病部位と病状が記されただけのものであることが判明した。

(4) 処分庁は、「特段のアクシデントもなく」とするが、機器機材が多数置かれている給食職場など危険な個所では、転倒した場合生命にかかわる危険性もあり、本能的に転倒しないようにこらえようとする。その動作も腰部に急激な負担がかかる。

(5) 今回の腰痛も、災害発生後10日間程度の休業で通常作業に復帰していることから、突発的な災害による一時的な腰痛と考えられる。

第2 処分庁の弁明の要旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの採決を求める旨の平成9年10月23日付け弁明書を提出し、要旨次のとおり述べている。

1 地方公務員災害補償制度上、腰痛は腰椎の退行性変性などの基礎疾患が発症に

関与することが多く、腰部に作用した力の程度に関係なく、通常の作業動作や単なる日常動作の諸動作においても発症するため、一度の外力の負荷による災害性の腰痛が公務上の災害と認められるためには、次の2つの要件を満たし、かつ、医学上療養を必要とするものであることが必要となる。「腰痛の公務上外の認定について」(昭和52年2月14日付地基補第67号理事長通知))。

①腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。

②腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

2 以下、本件について具体的に検討する。

(1) 災害発生時点の請求人の動作は、腰を曲げた前傾姿勢で米を研いでいたところ、同僚職員が急に声を掛けてため、不自然な体勢で急に体をひねって立ち上がったものであるが、その際転倒等の特段のアクシデントもなく、腰部に急激な負担がかかる動作があったとは認められない。

(2) 医学的意見によると、腰椎椎間板症とは、本来、椎間板ヘルニア受傷後の慢性的な腰痛症を示す病名で、外傷性の疾病ではないとのことである。

3 以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は公務と相当因果関係をもって発

症した疾病とは認められないことから、公務外の災害として認定したものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

理由

当審査会で認定した事実及び判断は、次のとおりである。

第1 認定した事実

1 災害発生の状況及び経過等

(1) 請求人は、平成9年2月27日の給食調理のため、水約12kgの入った調理釜の中に米約10kgの入ったざるを入れ、左後方から同僚職員に声をかけられたため、米の入ったざるを両手でもつたまま、急に体をひねって立ち上がった時に、腰に激痛がはしった（以下「本件災害」という。）。

同日近くのA病院で受診したところ、「腰椎椎間板症」と診断された。

(2) その他審査請求に至るまでの経過については、請求人と処分庁の間に争いがなく、前記審査請求に至るまでの経過(2)に記載のとおりと認められる。

2 請求人作成の平成9年3月27日付け公務災害発生状況調書（災害性腰痛等について）によると次のとおりである。

(1) 身長、体重：身長 163cm 体重 70kg、(2) 持ち上げた物：米 水、(3) 調理釜及びざるの寸法：調理釜・・高さ80cm ざる・・深さ38cm、直径95cm、(4) 症状経過：4日間激痛が続き、その後徐々に和らいだ。(5) 公務災害及び通勤災害にかかる腰部、背部又は頸部についての既往歴：発生年月日・5年11月4日 傷病

名・腰部挫傷・外傷性根性腰痛症 傷病の程度・全治約14日間の見込み（休業7日間）、(6) 私傷病で腰部、背部又は頸部を痛めたことありません。

3 認定請求書添付の平成9年2月27日付けA病院A医師の診断書

(1) 病名：腰椎々間板症、(2) 頭書の疾患にて約1週間の休業加療を要する見込みとす。

4 請求人作成の平成9年6月24日付け傷病治ゆ（症状固定）報告書に次のとおり記載のあることが認められる。

(1) 傷病名：腰椎々間板症、(2) 負傷年月日：平成9年2月27日、(3) 療養期間：平成9年2月27日～平成9年3月19日、(4) 休業期間：平成9年2月27日～平成9年3月19日、(5) 診療機関：A病院、(6) 治ゆ（症状固定）日：平成9年3月19日

5 反論書添付の平成9年11月7日付けA病院A医師の診断書

(1) 病名：腰部捻挫、(2) 頭書の外傷にて、平成9年2月27日より平成9年4月1日まで通院加療したことを証明す。

6 反論書添付の労災診療録に要旨次のとおり記載されていることが認められる。

(1) 負傷又は発病年月日：9年2月27日、(2) 初診年月日：9年2月27日、(3) 傷病の部位及び傷病名：腰部捻挫

7 処分庁が行った療養内容の照会に対して、A病院A医師は平成9年6月18日付で次のとおり回答していることが認められる。

(1) 傷病名：腰部捻挫、(2) 初診年月日：平成9年2月27日前午9時頃、(3) 平成

9年2月27日初診。腰背部痛。レントゲン検査施行。局所冷罨法及び腰部旁脊椎ブロック施行、軟性コルセット装着。3月3日理学療法始める。4月1日中止

第2 判 断

上記認定した事実に基づき当審査会は次のとおり判断する。

1 腰痛については、腰部に作用した力の程度に関係なく、日常生活上の諸動作によっても容易に発症するものであるため、当審査会は、本件災害のような腰痛が公務上の災害と認定されるためには、単にそれが公務遂行中に発生したのみでは足りず、当該腰痛の発症に当たって、公務遂行中に突発的な出来事として、通常動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が生じたと明らかに認められ、かつ、この作用した力が腰痛を発症させ、または基礎疾患を著しく増悪させて、腰痛を発症したものと医学的に認めるに足りるものでなければならないと考える。

2 上記考え方したがい、以下本件について具体的に検討する。

(1) 災害発生時、身長163cmの請求人にとっていた姿勢は、高さ80cmの調理釜の中に入った深さ38cmのざるの中の米を研ぐ姿勢、即ち、腰を曲げた前傾姿勢という不自然な姿勢であったことが認められる。

請求人はこの姿勢のまま両手で米の入ったざるをもった状態で、同僚からの不意の呼びかけに、急に腰をひねりながら振り向いたものである。また、請求人は調理釜に入った約12kgの水で米を研ぐ作業をして

いることから、ざるの中に入れられた約10kgの米は水を含み、その重量はさらに増加していたものと認められる。

これらのことから、本件災害により、請求人の腰部には急激な外力の負荷がかかつたものであることが認められる。

(2) 処分庁は、認定請求時に請求人が本件災害により発症したとする認定請求傷病名が、外傷性の疾病ではない腰椎々間板症となっていたことから、本件災害との因果関係を否定している。

しかし、処分庁の療養内容の照会に対するA医師の平成9年6月18日付け回答から、同医師が認定請求書に請求人が添付した診断書に傷病名を腰椎々間板症と記載したのは、災害発生当日に行ったレントゲン検査の所見によるものであると考えられる。また、A医師は同回答の傷病名欄に腰部捻挫と記載しており、さらに、請求人提出の同医師作成の平成9年11月7日付け診断書及び労災診療録には傷病名が腰部捻挫と記載されている。

したがって、A医師は、本件災害により請求人が腰椎々間板症を発症したと診断したものではなく、請求人の有する基礎疾患である腰椎々間板症を急性増悪させ、腰部捻挫の症状を出現させたと診断したものであると考えるのが相当である。

(3) 請求人は処分庁へ平成9年3月19日付けて治ゆした旨の報告書を提出していることから、災害発生後の請求人の療養期間は20日程度であり、本件災害により請求人の基礎疾患を著しく増悪させて生じた急性症状が消退するまでの療養期間として妥当

なものと考えられる。

3 以上の諸点から総合的に判断すると、本件災害により公務遂行中に突発的な出来事として通常動作とは異なる動作により請求人の腰部に対して急激な力の作用が生じたと明らかに認められ、かつ、この作用した力が請求人の有する基礎疾患を著しく増悪させて腰痛を発症させたものと認めることができる。

したがって、公務と相当因果関係をもつて腰痛を発症したものであると判断でき、公務上の災害として認定するのが相当であ

る。

よって、主文のとおり裁決する。

平成 10 年 2 月 18 日

地方公務員災害補償基金

大阪府支部審査会

会長 宇佐美明夫

■ 収集作業中に発症した清掃作業員の腰部捻挫

千葉地裁（平成 4 年（行ウ）第 32 号公務外認定処分取消請求事件）

（控訴審）東京高裁（平成 8 年（行コ）第 127 号公務外認定処分取消請求控訴事件）

原処分取消の公務上判決 ■

① 事案の概要

被災者の B さんは千葉県船橋市の職員で、運転手兼作業員としてごみ収集作業に従事していた。平成 2 年 3 月 9 日午前 9 時すぎに路上で腰を曲げてごみ袋を手に持ちこれをごみ収集車のごみ投入口に投げ入れようとしたとき、腰部捻挫を発症した。

このため平成 2 年 4 月 4 日に地公災基金千葉県支部に公務災害認定申請をしたが、同年 10 月 1 日付で公務外認定となり、その後、支部審査会に審査請求したが棄却、本部審査会に再審査請求したがこれも平成 4 年 10 月 2 日付で棄却と裁決された。

B さんはこれを不服として公務外認定処分

の取消を求め地公災基金千葉県支部長を相手取って千葉地裁に提訴した。

B さんの訴えに対して被告は、1) 本件傷害（腰部捻挫）が発症したかどうか疑問であり、2) 原告に存する第 5 腰椎分離症の基礎疾患が唯一の原因、とした上、3) 原因とされる作業に公務起因性がない、としてきた。

特に 3) については、まず、災害補償制度における業務と傷病との相当因果関係の有無は「経験則に照らし、当該業務に当該傷病を発生させる危険性が内在しているか否か、内在しているとすれば当該傷病はその危険性を現実化したものといえるか否か、によって決すべきものである」としていわゆる「業務内在危険説」を前提とすると述べ、そのうえで、

例の災害性腰痛の認定基準を引用、そして、これらに照らして被告としては次のように判断したというのである。

「本件傷害は原告が平成2年3月9日午前9時10分ころごみ収集所においてごみ袋手を持ってこれをごみ収集車のごみ投入口に投げ入れようとしたときに発生したというのであるから、そうすれば、それは、ごみ収集作業員としての通常の作業動作であり、あるいは、原告の日常動作と同じ動作である。したがって、本件公務の遂行が本件傷害を発生させたものとはいえないというべきである。

仮に右理事長通知(注:認定基準のこと)をしばらくおくとしても、本件公務は腰痛発生の危険性を何ら内在するものではないのであり、また、原告のいう本件公務の遂行(腰を曲げてごみ袋を手に持ちこれをごみ収集車のごみ投入口に投げ入れようとした動作)は原告のごみ収集作業員としての通常の作業動作であり、原告の日常生活上の動作と同じ動作であるから、本件障害をもって本件公務に内在する危険性が現実化したものとみることはできない。」

②一審・千葉地方裁判所の判断

一審の千葉地裁は、原告の被災と治療の経過、陸上選手でありこれまでこのような強度の腰痛の既往はないことなどを事実認定した後、ごみ収集作業が腰部負担作業であると認定し、こうした業務に内在する危険が現実化したものかどうか評価できるかは、「本件業務の遂行が原告のごみ収集作業員としての通常の作業動作であるか否か、あるいは、原告

の日常生活上の動作と同じ動作であるか否かとは直接関係ない」として、「本件公務の遂行と本件障害の発生との間には相当因果関係があるものというべきである。」として原処分を取り消した。

その根拠事実の中で重視されたことは、ごみ収集作業において腰痛が多発しているという船橋市清掃センターの労働安全衛生委員会作成の「腰痛白書」であった。平均的一般労働者と比較して腰痛の危険性が大きいことなど疫学的なデータや一般的な常識に基づいてその業務の危険性を認定し、これを根拠として業務内在危険説に立脚した相当因果関係の考え方から個別の公務上外の判断を下したという点で、明快かつ意義の大きな判決といえる。以下に千葉地裁判決(民事第三部原田敏章裁判長)の「判断」の部分を引用する。

「二 判 断

1 本件傷害の発生原因について

右認定の事実によれば、本件傷害(腰部捻挫)は本件公務の遂行によりかつ本件公務の遂行を唯一の原因として発生したものと認められる。

したがって、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間には条件的因果関係がある。

仮に原告に第五腰椎分離症の素因があつたとしても、本件公務の遂行が本件傷害発生の主因となっていることは否定できないから、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間には条件的因果関係がある。

2 本件傷害の公務起因性について

(一) 本件傷害が本件公務に起因して発生したというためには、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間に相当因果関係の存在することが必要である。

ところで、災害補償制度は、使用者が労働者を自己の支配下において労務を提供させるという労働関係の特質に鑑み、当該業務に内在しあるいは随伴する危険性が現実化して労働者に傷害や疾病が発生した場合には、使用者の過失の有無にかかわらず補償責任を負わしめるのが相当である、という危険責任の法理に基づくものである。

そうとすれば、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間の相当因果関係の有無は、本件傷害が本件公務に内在しあるいは随伴する危険性の現実化したものと評価されるか否かによって決すべきものである（最高裁平成六年（行ツ）第24号平成8年1月23日第三小法廷判決、平成4年（行ツ）第70号平成8年3月5日第三小法廷判決参照。）

(二) そこで、これを本件についてみると、本件公務たるごみ収集作業は前記のとおり、通常、腰を曲げてごみ袋等を手に持ちこれをごみ収集車のごみ投入口に投げ入れるという動作を行うものであり、そしてこれを繰り返すものである。

しかるところ、ごみ収集作業における動作の多くは腰を頻繁に使うものであり、それは、たとえそれ自体が過重なものとはいえないとしても、通常、平均的労働者を基準とすれば、腰痛を生じさせる危険性を充分にもっているものである（現に、船橋市清掃センターにおける労働安全衛生委員会作成の「腰痛白書」と題する文書（甲四の

1）によれば、平成5年秋に実施されたごみ収集作業員128人に対するアンケート調査の結果は、約56パーセントの者が腰痛を訴えているというのであり、当時及びそれまでに腰痛を経験した者の約53パーセントの者がその原因を仕事と答えているというのである。）

そうすると、本件傷害は本件公務に内在する危険性が現実化したものというべきであり、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間には相当因果関係があるものというべきである。

(三) 被告は、「本件公務の遂行（腰を曲げてごみ袋を手に持ちこれをごみ収集車のごみ投入口に投げ入れようとした動作）は原告のごみ収集作業員としての通常の作業動作であり、原告の日常生活上の動作と同じ動作であるから、本件傷害をもって本件公務に内在する危険性が現実化したものとみることはできない。」旨を主張する。

しかし、本件傷害が本件公務に内在する危険性の現実化したものと評価できるか否かは、本件公務の遂行が原告のごみ収集作業員としての通常の作業動作であるか否か、あるいは、原告の日常生活上の動作と同じ動作であるか否かとは直接関係ないものであるから、被告の右主張は採用することができない。（本件公務の遂行が原告のごみ収集作業員としての通常の作業動作であり、あるいは、原告の日常生活上の動作と同じ動作であったとしても、本件傷害が本件公務の遂行によって生じたものと認定される以上、右の理由で相当因果関係を否定することはできない。）

(四) なお、仮に、「業務と傷病との間の相当因果関係の有無は、当該業務が当該傷病を発生させた原因の中で相対的に有力な原因であるといえるか否か、によって決すべきものである。」との基準に従ったとしても、本件公務の遂行は本件傷害の発生の唯一の原因または主たる原因と認められるから、右の基準によつても、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間の相当因果関係を肯定することができるものである。」

最後の（四）は相当因果関係を「相対的有力原因説」に立つて解釈するという地公災基金がいつも持ち出す考え方を意識したものである。地公災基金の主張する相当因果関係の解釈でも公務上である、と裁判所は判断しますよ、ということである。本判決は、相当因果関係について、地公災基金のいう相対的有力原因説は採用していない。

③控訴審・東京高等裁判所の判断

被告の地公災基金千葉県支部は控訴したが、さきごろ東京高裁（第12民事部稻葉威雄裁判長）は被告の控訴を全面的に棄却した。

高裁判決は、腰椎分離症との関係や傷害発生にあたって迅速な処理が行われていないという問題点を指摘するなど地裁判決をさらに補強する形で本件を公務上災害と認定している。相当因果関係の考え方についても地裁判決を支持したと考えられる。以下が高裁判決の理由の部分の引用である。

「当裁判所も、被控訴人（注：被災者）の請求は理由があると判断する。その理由は

以下に示すとおりである。

1 （略）

2 訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りる。この理は、公務起因性の判断における因果関係の認定においても同様である（最高裁平成5年（行ツ）第85号平成9年11月28日第三小法廷判決・裁判所時報1208号3頁）。

これを本件についてみると、甲二の7、15、乙七の2、一二によれば、被控訴人は本件傷害当時、第五腰椎分離症を発症していたことが認められる。腰椎分離症によりその部分に負担がかかっていて、これも本件傷害の一因となっていることは否定できないが、この症状は軽いものである（乙一二）。他方、本件傷害が本件公務時に招來したものであることは右認定のとおりであつて、右にみた因果関係の立証程度に関する法理からすると、本件公務の作業が直接かつ有力な原因になって本件傷害が引き起こされたことは否定できず、以下に示すとおり、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間に因果関係があり、本件公務の遂行が本件傷害（腰部捻挫）の主要な原因となったものであることは明らかである。乙一二によつてもこの点を左右することはできない。

すなわち、ごみ収集作業、特に生活系のごみ収集作業における動作の多くは腰を頻繁に使うものであること、個々の作業自体過重なものでないにしろ、道路上に置かれたごみ入袋をつかむために腰を曲げた後直ちに、収集車に投げ込むために腰を上げるという行為を頻繁にかつ素早く繰り返す作業が主るものであり（甲三、六）、他の一般的労働に比して不自然な姿勢で、しかも瞬発的かつ不定形な作業を強いられることもあって、腰痛を生じさせる危険性が十分にあることは経験則上明らかである（日常生活上行われる行為にこれと同様なものが）あるとしても、その頻度、反復継続性において通常の日常生活と大きな差があり、これに従事する労働者が腰部捻挫の引き金になるような異常な動作、姿勢をとる蓋然性は高い。なお、船橋市清掃センターにおける労働安全衛生委員会作成の「腰痛白書」と題する文書（甲四四の1）によれば、平成5年秋に実施されたごみ収集作業員128人に対するアンケート調査において、約56パーセントの者が腰痛を訴えており、当時及びそれまでに腰痛を経験した者の約53パーセントの者がその原因を仕事と答えていることが認められる。清掃作業における公務災害防止に関する研究会作成の平成9年3月の報告書（甲一三）によっても、地方公務員災害補償基金の委託を受けてされた主要地方自治体の清掃事業担当部局に対するアンケート結果において、ごみ収集等における公務災害として腰痛症をあげている団体が26パーセントあり、ごみ積込み時に腰をぎっくりさせる点を挙げた団体が44

パーセントあったことが認められる。

3 本件傷害は、正に被控訴人がごみ収集車のごみ投入口にごみ入袋を投げ入れようとしたときに、災害性原因によるものとして発生したものである。被控訴人が第五腰椎分離症に罹患していたことをもって直接的な原因と認定すべき明確な証拠はない。本件の公務災害の有無は、右認定判示によれば、本件傷害がごみ収集作業中に発生したか否かによってほぼ決定されるのであり、平成3年12月4日付けの裁決（注：地公災基金千葉県支部審査会）でもこの事実自体は肯定されている。

ただし、被控訴人自身、現時点でどのような作業をした際に本件傷害が発生したのか明確には覚えておらず、この点についての初期段階での資料作成などの手続の不備が、本件の公務災害性に関する争いを深刻なものにした大きな要因であるというべきである。このことは、本件公務災害認定申請手続での書類作成が本件傷害後二週間以上も経過してされるなど（甲二の5）控訴人ないし関連機関の事務手續が迅速かつ適切に行われていないことに起因しており、本件傷害のような公務時に発生した災害性の腰痛に関しては傷害発生後直ちに同僚及び上司に告知報告し、可及的速やかに所定の医師の診断を受けるなどして（弁論の全趣旨によれば、被控訴人は本件傷害発生日にH事業所の保健室で湿布などの手当を受けたことが認められるが、その際適切な診断書などの資料が作成された形跡はない。）事故態様及びこれによる災害に関する証拠保全に努めること、更にはそのよう

な処理が慣行として円滑に行われることの環境策定が望まれる。

4 本件については、本件公務の最中に本件傷害が発生した以上（裁決でも肯定されている事実である。）、本件公務の遂行の際これに起因して異常な力が突発的に働いたこと（災害）によると認めるべきであり（これが被控訴人の不用意な動作によつたか否かを問わない。）、第五腰椎分離症が原因の一つになったことを明確に否定できないにしても、少なくとも本件公務がこれを著しく増悪させて本件傷害に至つたものと認めるのが自然であり、本件公務と本件傷害との間に相当因果関係を認めるべきことは明らかである。」

なお、控訴人である地公災基金側は最高裁に上告しており、判決の行方が注目される。すでに、控訴審判決まで明らかなように、

地公災基金が行っている清掃職場の腰痛認定のしかたは基本的に改めるべきだといえるだろう。腰痛多発職場との認識を基本として補償と予防が行われていかなければならない。

また、判決は、公務上外認定において（労災保険においても共通であるが）、その業務に傷病の危険が存在していることが明らかな場合はその認識を基本として認定にあたるべきであることを示しており、これは、他の傷病（慢性、急性を問わず）の認定のあり方にも影響を与えるものだといえよう。

改正労働安全衛生法 ハンドブック

96年10月施行改正安衛法の要点を完全解説
「産業医」活動に従事する医師の現場からの提言

産業医について考えるとき
の資料として最適

※B5版 64頁

共同編集/全国安全センター・労住医連

「産業医」制度を問い合わせ直す

天明佳臣（全国安全センター副議長・
港町診療所長）氏ら5氏の論稿

改正安衛法ポイント解説

改正労働安全衛生法関係資料
(関係法令、通達、告示など)

※頒価 1,000円（送料込）

※会員価格 800円（送料込）

（部数がまとまればさらに割引）

お申し込みは、

関西労働者安全センターまでどうぞ
tel. 06-943-1527 fax. 06-943-1528

自治労兵庫県本部 第2次『指曲がり症』公務災害認定請求で 9名が公務上と認定

神崎 敏則（田島診療所 事務長）

自治労兵庫県本部は、昨年3月21日に県下53名の給食調理員の『指曲がり症』について公務災害への認定を申請し(途中十数名が申請を取り下げたので約40名が認定申請)、本年2月に9名が公務上と認定されました。約40名の認定申請に対して9名の認定とはあまりにも低率なのですが、約40名のうちの1/3を今回公務上外の判断をしたものと伝え聞いています。残り2/3の申請者への公務上外の裁決がいつ頃なされるのか全く不明です。「迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体に代わって補償を行なう基金の制度」とはかけ離れた対応と言わざるをえません。非常に大きな不満を禁じ得ませんが、職場環境・作業環境の改善とあわせて進められている『指曲がり症』認定闘争の成果も含めて評価する必要があります。

『指曲がり症』認定闘争は、1988年に自治労が一斉認定運動を展開し、4年後の92年に全国で164名の認定申請に対して71名(最終的には172名中73名)が認定されました。そのうち兵庫県は20名中10名が公務上と認定されました。

給食職場は、切傷、火傷などの公務災害の多発職場ですが、同時に頸肩腕障害、慢性腰痛症なども多発しているにもかかわらず、こ

れら慢性の運動器疾患については認定が非常に制限されてきました。『指曲がり症』を公務上と認定させたことは、「給食現場に(ケガ、ヤケドの災害性の公務災害はあっても)職業病はない」との認識を事実を以て基金にくつがえさせたのです(その後の経過を見ると、残念ながら認識は未だに「職業病はない」と留まっているようですが)。

自治労兵庫県本部は、昨年給食調理員53名の認定申請に際して決起集会をおこない、その中で『『指曲がり症』、『腰痛』などの非災害性職業病の再発防止などの取り組みに対する問題意識がひろがり、多くの単組、職場で臨職、パート職員の正規化をはじめ、人員増、職場環境を快適職場に改善、パラフィン浴装置の設置、職員健康診断項目の充実と改善、労働安全衛生委員会と職場安全点検活動の活発化などで成果をあげてきました』と自信にみなぎる報告をされています。

88年の自治労による一斉認定運動のあと、奈良県橿原市の学校給食調理員5名が『指曲がり症』の認定申請をおこない、半年後に5名とも公務上と認定されました。高知県、千葉県(後掲参照)でも公務上認定を勝ちとられたと聞いています。今回自治労兵庫県本部は、第2次申請と位置付けて県下一斉

の認定闘争を取り組んでいます。全国的にみて88年の一斉認定運動の後、この兵庫県の取り組みが一つの大きな山場と言えるのではないでしょうか。その意味でも基金の「迅速かつ公正な」判断を求めるものです。

『指曲がり症』をめぐる闘いは、取り組むべき課題がまだまだ残されています。88年の一斉認定運動で公務外とされた給食調理員のうち島根県安来市1名と豊中市2名が、公務外の処分の取り消しを求めて、昨年あいついで裁判に提訴しました。兵庫県でも同じく裁判闘争の準備が進められています。また、公務上と認定された調理員のみなさんの中で、その後、症状が固定した人は障害補償請求をおこなっていますが、長い人で3年以上も支給決定がなされないままという異常な事態もおこっています。さらに、兵庫県の『指曲がり症』の取り組みの中で、「手根管症候群」という職業性の疾患が複数認められ、新たな認定闘争の準備も進められています。これらの取り組みに田島診療所としても積極的に支援していきたいと考えています。

東京東部労災職業病センター機関誌
東部労災職業病 1997.12-1998.1 186号より
千葉市職労組
「指曲がり症」公務災害認定勝ち取る！

千葉市職労は、昨年11月末、申請中であった千葉市立M小学校給食調理員の「指曲がり症」について、公務災害認定を勝ち取りました。

認定された被災職員は、1971年夏からほぼ23年にわたり給食調理業務に従事していま

した。勤務して10年ほど経った1981年頃より、左中指関節に腫れと変形が生じ、その後両手の他の指まで広がって激痛に悩まされ続けました。退職を控えた5年前の1993年、ひまわり診療所を受診し、「両手指変形性関節症」—いわゆる『指曲がり症』と診断されたため、一昨年2月に公務災害申請しました。

今回の公務上認定では、当該被災者の勤続年数の23年という長さとともに、その間に給食調理員一人の一日あたりの調理食数の著しい増加が、通常予想される以上の過度の負担を手指関節に与えていたという点が主な認定理由とされています。

地方公務員災害補償基金（基金）では、「両手指変形関節症」を、未だ有害因子に晒されている業務との間に医学的な相当因果関係が確立された「職業病」として取り扱っていません。「指曲がり症」については、個々の事案一つまり、被災者の業務内容に発症に関する相対的有力な原因があったかという点を認定へのポイントとしています。

しかし、その検討の際に、基金側が考慮するのは、被災者の経験年数と調理食数などの数値的データに限られており、現場の作業内容、作業環境要因を調査・検討するまでにはなっていません。したがって、そこから下される判断も決して充分なものではなく、不当に公務外とされる被災者も少なくないのが現状です。

指の痛みを訴える給食調理員はまだ後を絶ちません。千葉市職労による今回の「指曲がり症」公務災害認定をバネに、ぜひ給食調理現場の作業内容、作業環境の改善への取り組みが進むことが期待されます。センターとしても、「指曲がり症」発症する職場そのものを変えていく取り組みを応援したいと思っています。

代替フロンによる肝臓障害に注意！

国内でも発生例 産衛学会（盛岡）で報告

昨夏、外国医学雑誌でも報告

大気上層部のオゾン層破壊物質として1995年末に生産が全廃された特定フロン(CFC類)の代わりに使用が拡大している代替フロン(HCFC類)の一部が、人間に重症の肝臓障害を引き起した事例が、昨年、英国の医学雑誌「ランセット」(350巻、9077号、1997年8月)に掲載された。報告したのはベルギー、米国の研究者。この件は一部国内新聞でも報道された。

1996年4月に精錬工場の倉庫で働いていた作業員が急性肝臓障害にかかり入院し、原因不明のまま2ヶ月後に職場復帰したがまたしても同じ症状で再入院、5月には同僚が急性の肝臓障害で病院に運ばれ、7月に職場復帰したが症状が再発。ほかにも同職場の7名が急性肝障害をおこした。調査の結果、倉庫の電子システムの空調設備に冷媒として使用されていた代替フロン「HCFC123」と「HCFC124」の混合物が、穴のあいたプラスチックパイプから漏れていたことが原因であることがわかったというので、論文は、被害の報告と血液の化学的検査の結果から代替フロンが原因だと断定した。

コンテナチェック労働者に発生

HCFCとはハイドロフルオロカーボンのこと
HCFC123 (1,1ジクロロ2,2,2トリフルオロエタン)
HCFC124 (1クロロ1,2,2,2テトラフルオロエタン)

同種の代替フロンは広く使用されていることから被害が出ていないか懸念されていたが、4月に盛岡で開かれた日本産業衛生学会における有機溶剤中毒研究会で被害事例が国内でははじめて報告された。

この事例は、アルミニウムコンテナの密閉性チェック作業者に肝臓障害、中枢神経障害が発症したというもので、原因は、検査に使用された「HCFC123」。詳細な報告は、今夏に学会雑誌に掲載される予定であるとのことである。学会発表ということもあってか具体的な事業場名は明らかにされなかった。

ランセット論文でも安全な代替フロンの開発の必要性が指摘されていた。化学物質データシートにも、当該物質に関して「肝臓障害」についてはまだ記載されておらず、冷媒などで代替フロンが使用されている職場では特に注意が必要だ。

「**代替フロンで肝障害**」
精錬場作業員の症例調査
ベルギーと
米の研究者
毎日新聞 1997.8.25

介護労働者の就労条件はいかに

行政監察結果からみた介護労働

「介護労働力の確保と介護労働者の福祉のために」と題した調査報告書がある。昨年の10月に、総務庁行政監察局がまとめた行政監察結果報告である。内容は、93年にできた法律「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」で新たに設置された財団法人「介護労働安定センター」の運営状況を中心に調査し、介護労働力確保のための改善方策を明らかにするというものだ。

家政婦というベテラン介護労働者の状態

89年に厚生省は、ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)を策定し、94年には更に見直し整備目標を引き上げた新ゴールドプランを策定している。有名なのは来年の99年度末までに介護労働者を17万人に引き上げるという数字である。その後、介護保険の制度が法律として成立し、いよいよ介護労働力の確保が課題になっている。

一方、病院などで日常的に行われてきた個人付添いの業務が、医療の一貫性を確保するなどの理由から、94年の健康保険法などの改正により95年度末で廃止された。それまで病院における付添い業務をになっていたのは、家政婦で、ほとんどが職業安定法に基づく有料職業紹介事業である家政婦紹介所を通しての就業であった。こうした家政婦が就業の場を失い、一方で介護労働力を確保しなけ

ればならないという状況の中で、スムーズな就業の場の移動が課題となつたわけである。これに対して労働省は、財団法人を新たに作って誘導施策を展開したわけである。

この調査結果によると、案の定というべきか、あまりスムーズには移動が進んでいない。

労働力は必要なのに家政婦は減少の一途

家政婦紹介所に登録されている家政婦の数は、93年で約13万人だったのが、95年で9万3千人に、雇用期間が1ヵ月以上の就職件数が28万から15万へと減少、衰退の一途をたどっている。これに対して、ホームヘルパーの数は、新ゴールドプランの整備目標もあって年々拡大し、89年度で3万1千人だった実績が95年度では9万5千人にまで増加している。しかし、99年度17万人に向けては、もっとスピードを上げなければならないということになる。

ところが、この行政監察結果の指摘によると、ホームヘルプサービス事業を進める市町村が実施を委託できる団体として厚生省が「運営要綱」で示しているのは、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム等を経営する社会福祉法人、福祉公社などで、介護業務のベテランで集団である家政婦紹介所からの雇用が実際にごく一部を除いて不可能に近いという。

こうした施策上の不備があつて、病院などでの付添いをしていた家政婦が、どんどん引退の道を選んでいるといふのである。

この行政監察報告では、労働省に対して、家政婦に対する技術的知識の提供や、紹介所が請負会社を設立する際に必要な支援の推進を勧告し、厚生省には家政婦のホームヘルプサービス事業への参入を促進するために紹介所を通じての雇用、民間請負事業者の参入促進も含めた労働力確保を市町村に対して指導することを勧告している。

改善していないホームヘルパーの就労条件

さて、こうした行政監察結果は、仏作って魂入れずになってしまいがちな、政策推進過程の問題点を、的確に指摘している。ただ家政婦さんがホームヘルパーにならないわけは、もうひとつ別のところにあるのだ。それは、ホームヘルプサービス事業を実施する側がヘルパーに求める就労条件である。

社会福祉協議会や市町村が、ヘルパーを登録制で確保したり、必要に応じて調達できるようなご都合主義のシステムに依存している場合が多い。家政婦は、拘束時間は大変な長さであり、補償制度の不備も悪条件であったが、収入と仕事の内容における自己実現の度合いはそれなりのものだった。ところが、ホームヘルプサービス事業における就労条件が、到底その域にまで至っていないのが現状である。

94年に実施された「保険医療・福祉に係る人材確保対策に関する行政監察」では、この問題について詳しく調査が行われていた。その中で特に目立つのは、非常勤ヘルパーの就

労条件の劣悪さである。調査の対象となつた五一の社会福祉協議会のうち、退職金で七一%、賞与で六一%、超勤手当で六三%、昇給制度で六九%が未整備の状況にあつたといふ。

そして、社会保険と労働保険についても手続きさえしようとしないケースが多数派になっている。ボランティアという単語を都合よく利用し、就労条件は専外に置いてしまつているのだ。

現に介護に携わる労働者が中心となる議論を

こうした実態は、その後も格別の改善があつたとも言えず、依然として高齢者介護施策を進める上で基礎的な課題となっているのである。前回の労働者派遣事業法改正時に、労働省は介護の業務を対象に加えようとして、見送られたが、この現状を考えれば、まだ派遣労働で雇用責任が明確な方がマシかもしれないときさえ考えられる。もちろん介護労働に労働者派遣のシステムを導入する労働省の介護労働研究会の趣旨は、個人と個人の委任関係による介護と民間介護サービス事業の双方の弱点を、派遣労働という労働者自身にその負担を負わせることにより解決しようとするもので、長期的には到底認められるものではないが。

介護労働者の労働条件をめぐる課題は、現に介護に携わっている労働者を中心に、十分に現実的な問題点を探り出し、方向を見出していく必要があろう。働き甲斐があり、社会的評価も妥当なものにする。そのことが、これからの中高齢社会の豊かさを確保する条件となる。

前編から

事業主証明、労災加入、行政指導 全部拒否 あきれ果てた屋根修理会社

ユニオンひごろ

茨木

「現場で怪我をした会社が労災にしてくれない。労基署で用紙をもらったが書き方もわからないので教えてくれ。」3月半ばのある日、安全センターにかかって電話は典型的な労災隠しの相談だった。

Sさんの勤務先は名古屋に本社にある東海技研（株）なる屋根修理会社で、その茨木支店で働きはじめてしばらくして瓦をサンダーで切断中にサンダーを落とし、右足親指の付け根を深く切る事故に被災した。Sさんは労災保険の適用を会社に申し出たが、会社は「うちは労災はない」と言ってこれを拒否、まじめに要求するSさんに対し

て嫌がらせをはじめ、ついには労働基準法19条も無視して解雇を通告、仕事を取り上げて、宿舎も無理矢理追い出すという暴挙に出たのだった。

この間、ユニオンひごろは労災請求への協力などを求めて団交要求をおこなつたが未だに会社は全く応じようとしていない。また、組合と本人は明白な法違反を茨木労基署に申告し、労基署からも再三再四解雇の無効・撤回および労災請求への協力を指導したがそのことごとくを会社は無視してきている。夜の8時頃に指導にきた監督官の話を聞き、監督官が帰るとその足で本人のところに宿舎追い

出しに来たこともあった。

一連の過程で判明したのは、この東海技研なる会社が本社ぐるみで労災保険（すなわち労働保険）未加入事業であることであった。茨木労基署の「すぐに加入手続きをするように」という指導に対して直接の当事者である茨木支店長は、労災保険加入のしありのたぐいすら受け取らない対応だったというのであるから驚きである。全社員数百人、派手な新聞折り込みをうち、各地に支店をもつ会社が、ずっと未加入事業場として放置されてきていることは大問題であり、放置してきた労働行政の責任も大きい。本人と労働組合は、不当解雇の強行、団交拒否という不法行為をつづける東海技研を徹底的に追及していくとともに、違法会社への断固とした指導と処分を労働行政にもとめていくことにしている。

三井建設が責任認め和解 地下駐車場建設工事での鉄筋串刺し事故

大阪

鉄骨工のKさんは4年前

の秋、新大阪駅の近くの地

下駐車場建設現場でH鋼で作られた梁の撤去作業中、アセチレン溶断器を顔の前付近にかまえて仕事をしていたところ、根元のガス管

のゆるみから引火してホースがポンと抜けて目の前に火が走ったために驚いて飛び退いた。作業は高さ約1.9メートルのH鋼の上で落下防止の安全帯をつけて作業をしていたが、飛び降りたところに太さ約2センチの鉄筋が露出していたため、これに右頸部下部から突き刺さり串刺し状態になつた。声が出なくなつたために刺さったまま手招きで人を呼んではずしてもらい病院に運ばれた。

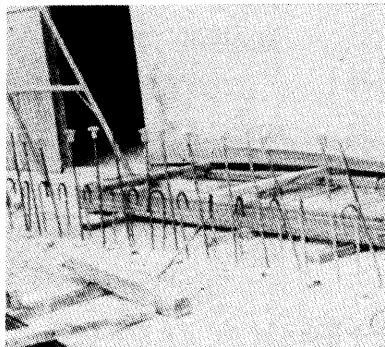
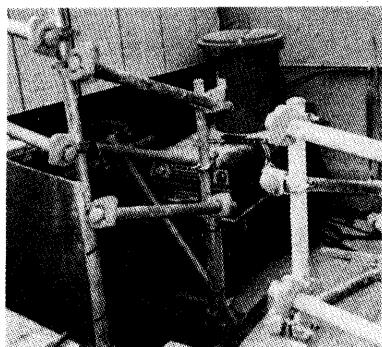
現場は元請けは三井建設であったが直接の雇用企業の社長から早期退院を懇請されたためにわずか三日で退院した。その後、長らく療養生活を余儀なくされ、昨年秋に症状固定となり、

障害補償年金の支給がこの3月に決定した。右上腕神経そのの損傷からくる障害は右上肢全体、右眼に及び発声や嚥下障害なども残る重いものだった。

主たる事故原因は、アセチレン溶断器の整備不良と鉄筋先端に防護キヤップが付けられていなかつたことであり、元請で現場の安全衛生管理責任を負っている三井建設に全責任があることは明らか。1個わずか數十円の鉄筋キヤップをつけてさえいればここまで重い障害を残す事故にならずにすんだことはほぼ確実と考えられた。安全センターでは相談を受けて以降、障害補償請求をサポートするとともに、三井建設などに対

する損害賠償請求を支援した。韓国人のKさんは入管法上の資格外で就労していたためすでに入管当局の監視下にあり労災補償給付が完了次第、退去強制となることが決まっていたため補償交渉を急いだが、最終的に交渉が妥結し和解合意書に本人がサインをして帰国することができた。

Kさんのケースでは当初下請け企業などが労災隠しに動いた形跡があり、また、元請三井建設の労災責任に対する認識も非常に希薄であった。関係者の協力によってこうした点は是正されたが今後ともこうした企業責任については厳しく対処していくかなければならぬと痛感させられた。



品名	コードNo.	仕様	価格(円)
鉄筋防護 カバーI型	L-0401 L-0402	D9~20φ D9~20φ	1,100 2,200
簡易鉄筋・鉄骨カバーII型	L-0403	軟質塩ビ製	320
簡易鉄筋・鉄骨カバーIII型	L-0404	ポリプロピレン製	800
鉄筋キヤップ	L-0405 L-0406 L-0407 L-0408	D10~16φ D22~25φ D29~32φ クランプキヤップ	30 70 90 50

鉄筋キヤップの
カタログ
1個30~90円

指曲がり症裁判 基金の「著しい過重性」論を批判 原告準備書面提出

自治労豊中市職

大阪

豊中市職2名の給食調理員を原告とする裁判の法廷が4月15日開かれ、前回の被告準備書面に対する批判が原告側から提出された。

被告の地公災基金は、指曲がり症が公務上と認められるためには当該労働者が同種労働者に比較して「著しく過重」な業務についていたことが必要という主張を展開している。これに対して原告側は、こうした要件を設定して公務上外の認定をおこなうことは、「不当に労働者救済の余地を狭めるものであり、妥当ではないというべきである」と批判した。

その業務に内在する危険が現実化した場合にこれを補償の対象とするべきであって、医学的・科学的に当該業務に従事することに

より、どの程度発症率が高くなるかどうかは疫学によって定性的にかつ定量的に明らかにでき、そうした科学的推定に基づいて認定が行われるべきである、指曲がり症の場合は各種調査から調理業務が原因で指曲がり症が多発していることは明らかである、したがって、長年にわたって調理業務に従事してきた原告に発症した指曲がり症に公務起因性がないというならば、被告側において、『因果関係がないという具体的な主張、立証活動をなすべきである』、という主張を原告側は展開した。

また、前回の被告書面の中でも引用されている地公災基金が委託し、認定作業の参考にした中災防報告書がいまだに被告より証拠提

出されていないため、被告から証拠提出するかどうかを問い合わせたところ、被告代理人からは明確な回答がなく「他の報告とあわせて・・・」と述べたに止まった。この中災防報告自体は地公災基金の主張とは裏腹に実態は指曲がり症の業務との因果関係を認めた内容になっていることから、地公災基金自らのこれまでの主張の根拠をねじ曲げても、裁判を有利に進めようとしているのかとも受け取れる発言だった。

また、地公災基金が採用している認定基準についても前回法廷において明らかにするようにもとめていたがこれに対してはまたしてもはっきりとした回答がなかった。

次回は、原告からさらに書面で主張が提出される。

次回法廷

6月24日午後1時10分

大阪地裁809号法廷

ゴミ収集作業は腰痛多発職種 労働保険審査会で具体的な主張

全国一般埠委託清掃労組

埠

家庭ゴミ収集作業に従事

したことによる非災害性腰

痛症の業務上外が争点となっている、全国一般埠委託清掃労組組合員Yさんの労災保険再審査請求で3月4日、審査会が開かれた。

これまでの労基署、審査請求の段階では、腰痛多発職種として収集作業がとらえられてあらず、審査会では作業負担を写真とビデオテープで視覚的にも明らかにした。当該労組からは同僚の立場から分会役員らが具体的に作業負担について説明、一見無造作に見える収集作業の労働形態の厳しさを訴えた。また、Yさん自身が当時、一般家庭ゴミと粗大ゴミ収集のかけもち

で業務をこなしていたことも新たに明らかにし、扱ったゴミの総量についても、数字を示して説明を行った。

さらに、審査段階での鑑定意見中で、腰椎の分離がありこれが素因となっているとの記述については、分離の存在自体がないという医学的意見を添えている。

ゴミの収集作業が腰痛多発職種であるということは、一般市民から見れば常

識に思えても、行政判断の中では決してそう見られていない。しかし最近になって、千葉県の収集作業員の同様の腰痛症の公務上外が争われた裁判で、収集作業を腰痛を発症させる作業として認定した判決も出されている。審査会を契機にして、今後清掃労働における腰部負担をめぐる取り組みを、災害防止対策も含めて強化してゆく必要がある。

労基法改悪問題で学習会

北葛ふれあいユニオン

奈良

4月11日、奈良県の北葛ふれあいユニオンが、香芝市内で定期大会を開き、記念講演として労働基準法の改悪問題を取り上げた。

講師としてセンターから西野が参加し、「労働分野の規制緩和を考える」と題した講演を行った。

同ユニオンは、労働相談をはじめ、中小零細事業場の労働者の組織化へ向けた取り組みを、奈良県内で活発に取り組んでいる。労働相談の内容にも多様化する雇用形態の特徴が現れるよ

うになっており、労働基準法の改悪をはじめとする労働法制の改悪問題はより身近なものになってきていると言えるだろう。

講演では、規制緩和の議論が政府の行政改革委員会の小委員会のもとで行われ、今回の労働基準法改正案はその線に沿って労働省が作ったもので、法律に定められた正規の機関である労働基準審議会では、全くまとまりようもなかった代物であることを明らかにした。とりわけても裁量労働

時間制を「企画、立案、調査、分析」などという全くの事務一般にまで適用するなどというのは、労働基準の最も基礎であるはずの労働時間管理そのものを止めようとするものと解説。大手広告代理店「電通」の24歳の社員が「企画、立案」の仕事を際限なくすることによって過労自殺へ到った例などをひき、さらに現在の労働基準法が就業規則法制をはじめとして決して実質的な労使対等原則を確保しているものになっていないことから、労使委員会の設置などという前提は決して抑止力になどならないことを明らかにした。

参加者からは、今後の国会での法案審議予想反対運動の進め方などについて、

意見が出された。同ユニオンとしても、今後全国的な取り組みに注視していくこ

とにしている。

労働省との初めての本格的交渉 安全衛生・補償等で

全国安全センター 東京

全国安全センターは3月20日に労働省において安全衛生、労災補償など関連する多くの事項について総合的な交渉を労働省との間に行った。労働省からは実務担当者が出席し、白熱した議論が行われた。

この日の交渉に先立っては昨年12月17日に事前折衝的な話し合いが行われ、この際には、全国センター新議長井上浩氏、事務局長古谷杉郎氏及び東京東部、三多摩、神奈川、関西の各センターからが出席し、先だって提出してあった膨大な要求・質問項目に基づいて労働省の見解をただした。

今回の交渉には中桐伸五、大脇雅子国会議員、上野満雄自治労顧問医、井上議長をはじめ全国各地のセンター関係者、全国脊髄損傷者連合会、全建総連、自

治労七沢リハビリ労組などが参加した。

今回は前回の話し合いをふまえ項目をしぼってつっこんだ議論をおこなった。詳細は全国安全センターの機関誌である安全センター情報1998年4月号に詳しい。労働省側の回答内容にみるべきものは少なかったが、労災隠しへの対応や針灸治療費の時効問題などでは言葉に詰まる場面もみられた。全国安全センターでは今後とも具体的課題についてさらに協議の場を追求していきたいとしている。

全国安全センターはこれまで個別の問題については労働省との話し合いを非公式なものも含め行ってきていた。しかし、今回のような全面的な総合交渉ははじめてである。政策レベルの話し合いの場を設けていくことの重要性は論を待たない。

い。

実際、地方現場での労基署、労基局との対応の場面は多いが、中央レベルの責任である課題も多く、長らくこうした交渉の実現が望まれていた。政策レベルの影響力を高めるための条件の一つが実現できたことの意義は非常に大きいといえるだろう。

全国安全センターは6月に新事務所に移る。ここは東京東部労災職業病センターと三多摩労災職業病センターとの共同事務所としてスタートする。医療機関の組織である労働者住民医療機関連絡会議もここに入ることになっている。東京地区では東京安全センター構想も実現に向け動き出してあり、中央の活動機能が今後、飛躍的に向上していくと思われる。情報公開法の制定も目前にして、労働者サイドの安全衛生運動、労災職業病闘争にとってランクアップする年になりそうである。

3月の新聞記事から

3/1 山口県豊浦町の「大村産業建設」の土砂採取場でショベルカーが約6メートル下の地面に裏返しになって転落しているのが発見された。運転席に小学校4年の児童2人が閉じこめられており、1人は頭の骨を折って死亡、もう一人が打撲などの軽傷を負っていた。この日は休日で、エサーキーは差し込まれていた。

3/5 昨年2月23日岡山地裁倉敷支部が川崎製鉄の男性管理職が自殺したのは過労が原因として川鉄側に賠償を命じる判決を下したが、川鉄が同27日に控訴したのに続いて原告側も「本人にも責任がある」とされたのを不満として控訴した。

3/6 会社の業務が原因で頸肩腕障害になり労災の認定を受けた女性が食品メカ「ネル日本」に労災休業差額金の支払いを求める控訴審で、大阪高裁はネル日本側に約350万円の支払いを命じた。

3/9 尼崎労働基準監督署は、昨年11月にフォーリフトの操作を誤って重傷を負った男性作業員に無資格にフォーリフトを運転させていたとして、労働安全衛生法違反容疑で大阪市福島区の運送会社「山陽自動車運送」と同尼崎支店長を神戸地検に書類送検した。

3/11 午前0時30分頃営団地下鉄千代田線の代々木上原一代々木公園駅間で送電線取り替え工事のため線路内を歩いていた作業員3名が回送電車にはねられ死亡した。

3/13 組織犯罪対策3法案の国会提出が、閣議で決定。

3/15 広島市の女性が不当に退職を強要されたとして会社の上司らに損害賠償を求める裁判を提訴していたが、会社側が証拠として裁判所に提出した3つの救急病院の診断書が、本人に無断で渡されていたことが分かった。

3/19 福岡市JR筑肥線今宿駅西100メートル付近で午後7時頃上り列車が突風にあおられて脱線、乗客3人が重軽傷。

午前7時40分頃阪神高速大阪港線上りで建設作業員運転のの軽トラックが側壁に激突。事故で車外に放り出された運転手を後続車がひき逃げする事件が起こった。運転手は、頭の骨を折って死亡。

3/20 大和川病院に入院中の男性が肋骨骨折など重傷を負い転院先で死亡したのは、集団暴行を防止せず、治療も怠ったためとして遺族が経営者側の安田病院グループ「北

錦会」に損害賠償を求めた裁判で、大阪地裁は原告の主張を認め1800万円の支払いを命じた。

3/22 脳卒中で休職していたJR東海の元車両技術主任が、「軽作業に支障はない」とする医師の診断書を提出し復職を求めたが、拒否され退職させられたのは不当として、大阪地裁に提訴する。

3/23 出産直後の新生児が死亡したのはうつぶせ寝にされたのが原因として、両親が東邦大に6800万円の損害賠償を求めていた裁判で、東京地裁は「病院側は寝具の使用や継続的な観察義務を怠った」として約4850万円の損害賠償を命じる判決を下した。

3/24 脳内出血で体が不自由になったのを理由に解雇されたのは不当として、北海道小樽市の私立小樽双葉女子学園高校の元保健体育教師が地位確認を求めていた裁判で、札幌地裁小樽支部は、解雇を無効、解雇後の給与の支払いを命じる判決を言い渡した。

兵庫県西宮市の知的障害者施設甲山学園で1974年3月に園児2名が浄化槽から死体で発見された事件でうち1名の殺人罪に問われた山田被告の差し戻し審判が神戸地裁であり、再び無罪の判決が下された。

3/27 総務庁が労働力調査を発表、完全失業者数は前年同月の16万人増の246万人で、完全失業率は3.6%と過去最悪となった。

大阪市営地下鉄御堂筋線本町駅の南階段のエスカレーター設置工事現場で午前1時頃出火し、駅員により間もなく消し止められたが、工事の作業員1名が消火作業で煙を大量に吸い込み死亡した。

3/28 石川県輪島市の県道で「大阪」バスの大型観光バスに中央線をオーバーした乗用車が正面衝突。乗用車を運転していた女性が死亡、バスの乗客ら41人が重軽傷。

3/30 厚生省は、人工関節などを固定するための「骨セメント」を使用した患者のうち、1987年から21人が急激な血圧低下などの症状を起し、そのうち17人が死亡したことが分かり、「医薬品等安全性情報」を医療機関に出て警告した。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号(通巻271号)98年4月10日発行

(毎月一回)10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト－**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief (リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフ G	グレー・ブルー -(ツートン)	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフ L	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-943-1527 FAX.06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
●大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259